

公安委員会 説明資料No. 1	「全国犯罪被害者支援フォーラム2017」 の開催について	平成29年9月28日 給与厚生課
<p>1 開催の趣旨</p> <p>本フォーラムは、犯罪被害者支援に携わる関係機関及び民間被害者支援団体の関係者が参加し、講演やパネルディスカッション等を通じて、犯罪被害者支援のための知識の向上や緊密な連携の強化を図ることなどを目的に毎年秋に開催（今回で22回目）。</p> <p>本年度は、「性犯罪被害者支援の充実をめざして」がテーマ。</p> <p>※ 警察庁、公益社団法人全国被害者支援ネットワーク、日本被害者学会、公益財団法人犯罪被害救援基金が主催</p> <p>2 日時、会場</p> <p>平成29年10月6日（金） 午後1時00分から午後5時10分まで イイノホール(東京都千代田区内幸町2丁目 飯野ビル)</p> <p>3 来賓、参加者</p> <p>国家公安委員会委員長、日本弁護士連合会副会長 参加者～約500人（国・都道府県の行政機関、民間被害者支援団体、学識経験者、弁護士、精神科医、臨床心理士等）</p> <p>4 プログラム概要</p> <p>(1) 犯罪被害者支援功労者・功労団体等表彰 多年にわたり犯罪被害者支援活動に尽力し、多大な功労があったと認められる犯罪被害相談員等に対して、警察庁長官と全国被害者支援ネットワーク代表者との連名表彰等を実施。</p> <p>(2) 講演 早川恵子氏(被害者)が、「性犯罪被害に遭うということ『～被害者の私が自分らしく生きる選択～』」をテーマに講演。</p> <p>(3) パネルディスカッション 民間被害者支援団体、医療機関及び警察の実務者のパネリストが、「性犯罪被害者支援の現状と今後の展望」をテーマに討議。</p>		

公安委員会	第8回ASEAN+3及び第3回日・ASEAN	平成29年9月28日
説明資料No. 2	国際犯罪閣僚会議の開催結果について	国際課

1 会議概要

(1) 第8回ASEAN+3国際犯罪閣僚会議

平成16年からおおむね隔年開催。ASEAN+3の分野別閣僚級会議の1つ。ASEAN10か国と日本、中国及び韓国を参加国として、主に8分野（テロ、薬物、人身取引、マネー・ローンダリング、武器密輸、海賊、国際経済犯罪及びサイバー犯罪）をテーマに意見交換し、アジア地域における各国の連携強化を目指すもの。

(2) 第3回日・ASEAN国際犯罪閣僚会議

日・ASEAN友好協力40周年である平成25年に初開催。ASEAN10か国と日本を参加国として、テロ及び国際犯罪について閣僚級で意見交換をするなどにより、日本とASEAN諸国間の治安分野における更なる連携強化を図るもの。

2 会議結果

(1) 開催地及び開催日

平成29年9月21日（木）於：フィリピン共和国・メトロマニラ

(2) 出席者

小此木国家公安委員会委員長

(3) 概要

- ・ 2020年オリンピック等開催に向け、我が国として今後、万全の体制で安全対策を進めていく旨発言。
- ・ 国際テロ、サイバー犯罪等の国際犯罪に関して意見交換を実施。
- ・ 日本政府の取組を説明、国際犯罪に対処するための国際協力を更に強化していく所存である旨発言。
- ・ テロや国際犯罪と闘うための協力を強化することや、拉致問題等国際的な人道上の問題を解決することの重要性を強調する旨の内容を含む共同声明を採択。

3 その他

マレーシア副首相兼内務大臣との会談を実施し、国際犯罪対策における警察間協力の強化等について意見交換。

1 メキシコにおける地震の概要及び被害状況

9月19日（火）午後1時14分（日本時間20日（水）午前3時14分）に発生した非常に強い地震（マグニチュード7.1）により、首都メキシコシティを含む広域にわたる被害が発生。

9月27日（水）時点で判明している死者数は333名であり（メキシコ政府発表）、邦人被害については、確認されていない。

2 国際緊急援助隊（救助チーム）の派遣結果

(1) 派遣期間

9月21日（木）から9月28日（木）まで（8日間）

(2) 活動内容等

救助チーム72名（警察からは、副団長・警察庁国際課課長補佐以下合計23名（警察庁3名、警視庁14名及び神奈川県警6名）並びに警備犬4頭）は、9月21日（木）午後（日本時間22日（金）午前）、メキシコシティに到着した後、集合住宅の倒壊現場3か所で、被災者の捜索・救助活動を実施したが、生存者の発見、救助には至らなかった。

3 国際緊急援助隊（救助チーム）の帰国

救助チームは、9月25日（月）（日本時間9月26日（火））、メキシコ政府との協議を経て現地での活動を終了し、日本時間の9月27日（水）、28日（木）の2日に分かれて帰国。

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 4</p>	<p>国家公安委員会委員のイスラエル・</p> <p>英国視察について</p>	<p>平成29年9月28日</p> <p>国家公安委員会会務官</p>
--------------------------------------	---	-------------------------------------

川本国家公安委員会委員は、9月17日（日）から22日（金）までの間、イスラエル及び英国を訪問した。イスラエルでは、主にサイバーセキュリティ対策について関係者16名と、また、英国では、主にサイバーセキュリティ対策及びオリンピック・パラリンピック大会における対応について関係者13名と会談し、両国における関係日本人12名と合わせ、40名以上と意見交換を行った。概要以下のとおり。

1 イスラエル

(1) イスラエル国家サイバー総局幹部との意見交換

総局の体制や取組について説明を受けるとともに、サイバーセキュリティ対策について意見交換を実施した。

(2) サイバースパークの視察

同施設の設立経緯や活動内容について説明を受けるとともに、サイバー・ファイナンス継続性センター（CERT）等の施設を視察した。

(3) イスラエル航空工業（IAI）の視察

同社の提供するサイバーセキュリティ技術について説明を受けた後、意見交換を実施した。

(4) モビルアイ社の視察

同社の提供する警報システム等の車両の安全運転に関する技術について説明を受けた後、意見交換を実施した。

2 英国

(1) 内務省幹部との意見交換

英国が経験したオリンピック開催に向けた官民連携の取組やサイバーセキュリティ対策等について説明を受けるとともに、意見交換を実施した。

(2) 国家サイバーセキュリティセンター幹部との意見交換

同センターの設立経緯や取組について説明を受けるとともに、オリンピック大会開催に必要なサイバーセキュリティ対策について意見交換を実施した。

(3) ロンドン警視庁幹部との意見交換

英国における大規模イベントの際の警戒警備やサイバー犯罪対策について説明を受けたのち、意見交換を実施した。

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 5</p>	<p>いわゆる「JKビジネス」の営業実態等の調査結果について</p>	<p>平成29年9月28日</p> <p>少年課</p>
<p>1 実態調査の背景</p> <p>本年5月19日、「AV出演強要・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議」において、同問題に関する今後の対策が決定され、これに基づき、各都道府県警察に対して、「JKビジネス」の営業実態等に関する調査を実施。</p> <p>2 実態調査結果（平成29年6月末現在）</p> <p>(1) いわゆる「JKビジネス」店数</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県警察において把握したいわゆる「JKビジネス」店は114。業態別では接触型（いわゆる「リフレ」）が81で全体の約7割。店舗型が72で全体の約6割。 ○ 地域別では、東京都が78で全体の約7割。大阪府と併せると全体の約9割。 秋葉原地区には店舗型が14あり、東京都全体の約3割。 秋葉原、新宿及び池袋の3地区で、東京都全体の店舗型の約7割、全国の約4割を占めている。 <p>(2) 複合営業の実態</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全114店のうち、複合営業は50あり、全体の約44パーセント。 ○ 複合営業のうち、主たる営業として接触型が43で最も多い。 一方、従たる営業に同伴型（いわゆる「散歩」）を含む形態は41で、全体の82パーセント。 <p>(3) 取締りの状況</p> <p>いわゆる「JKビジネス」に関係する検挙として、13件17人を検挙。うち、児童福祉法違反（児童に淫行をさせる行為）が6件10人と最も多い。</p> <p>3 調査結果を踏まえた今後の対策等</p> <p>(1) 取締りや教育・啓発の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種法令を適用した厳正な取締り ○ 教育委員会や学校等と連携した実態や悪質性についての教育 ※ 平成29年上半期は、高校・中学校等において延べ約5,000回実施。 ○ 各種広報媒体を活用した広報啓発活動 <p>(2) いわゆる「JKビジネス」を規制するための条例改正に向けた支援等</p> <p>(3) 相談体制の充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページ等の広報媒体を活用した各種相談窓口の周知 ※ 平成29年上半期は、いわゆる「JKビジネス」に関係する相談を28件受理。 ○ 捜査員、被害者支援・相談担当者の対応能力の向上 ○ いわゆる「JKビジネス」で稼働する児童の保護及び適切な支援 		

1 趣旨

高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議から本年6月に提出された「高齢運転者交通事故防止対策に関する提言」において調査研究を行うべきとされた事項について、同有識者会議の下に3つの分科会を開催し、検討を進めるもの（別添1及び2）。

2 構成員

上記有識者会議の有識者委員、医療関係者、自動車教習所関係者、警察庁及び関係省庁の担当課長等により構成（別添3から5まで）

3 3つの分科会で検討する主な課題

(1) 認知症への対応

- 認知症の者等の認知機能と安全運転能力の関係に係るデータの収集・分析
- 認知症の者等の安全運転に係る医学的知見・諸外国の制度の調査

(2) 視野障害への対応

- 新たな視野検査の実施可能な手順の検討
- 新たな視野検査の高齢者講習への試験導入によるデータの収集・分析

(3) その他の加齢に伴う身体機能の低下への対応

- 運転リスクが特に高い高齢運転者に対する実車試験の導入の可否について調査研究
 - ・ 高齢運転者の事故・違反状況に係るデータの収集・分析
 - ・ 高齢者講習の実車指導時の運転行動等に係るデータの収集・分析
- 高齢運転者の運転能力に応じた限定条件付免許導入の可否について調査研究
 - ・ 諸外国の制度の調査
 - ・ 先進安全技術の性能についての調査

4 今後の予定

10月2日（月）に運転免許制度の在り方等に関する調査研究分科会（3(3)）を開催して以降、他の分科会についても順次開催。

1 経緯

昨年3月の「高規格の高速道路における速度規制の見直しに関する提言」を受け、静岡・岩手両県警察において規制速度110km/hへの引上げの試行実施区間を選定し、交通安全施設の整備等の諸準備を進めてきたところ、今般、新東名高速道路における試行開始予定時期が決定されたもの。

2 試行開始予定時期等

(1) 試行実施区間

新静岡IC～森掛川IC 上り線約49.7km 下り線約50.1km

(2) 試行開始予定時期

平成29年11月1日(水)

3 規制速度引上げに伴う交通安全対策

(1) 道路管理者等と連携した広報啓発等

- ア 広報チラシ、懸垂幕、警察ホームページ等による速度引上げの周知
- イ 安全教育・キャンペーン等による車線利用等のルール・マナーの徹底
- ウ 道路情報板、看板による規制速度の情報提供
- エ 関係団体への協力依頼

(2) 速度引上げに関連する交通規制等

- ア 試行区間終了地点における100km/h標識の設置
- イ 交通状況に応じた迅速・適切な臨時交通規制の実施と規制情報の提供
- ウ 片側3車線区間の第1通行帯における大型貨物自動車等通行区分規制の実施

(3) 速度超過等違反者への対策

- ア 速度超過、車間距離不保持等の違反者に対する取締りの強化
- イ 高速道路交通警察隊のパトロール強化

4 今後の方針

規制速度引上げに伴う交通事故実態、実勢速度の変化等を分析した上で、試行区間における規制速度120km/hへの引上げや他路線・区間における規制速度の引上げについて検討する。

(参考)

東北自動車道(花巻南IC～盛岡南IC)の試行開始時期については、岩手県警察において検討中。